

IASB による公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 (IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号並びに IFRS 第 13 号に関する設例の修正案)」に対する当委員会からのコメント レター

ASBJ 専門研究員 みやじ てつし
宮治 哲司

当委員会は、2015 年 1 月に、国際会計基準審議会 (IASB) から、2014 年 9 月に公表された公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 (IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号並びに IFRS 第 13 号に関する設例の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対してコメントレターを送付している。本公開草案は、公正価値測定に関して主に以下の 3 点の明確化に関する提案を行うものである。

- (1) 子会社、共同支配企業及び関連会社 (以下「子会社等」という。)に対する会計単位は投資の全体とする。
- (2) 相場価格のある子会社等に対する投資及び減損判定における相場価格のある資金生成単位の公正価値測定は、相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積とする。
- (3) 市場リスクがほとんど同一の金融資産及び金融負債のグループから生じる、企業の市場リスクに関する純額のエクスポージャーの公正価値測定は対応するレベル 1 のインプットに従って測定する。

当委員会からのコメントレターにおいては、IASB のこれらの取り組みに敬意を表するとした上で、本公開草案の(1)及び(3)の提案に同意している。また、(2)についても個別財務諸表における取扱いを除いて本公開草案の提案に同意している。しかし、個別財務諸表における取扱いに関しては、当委員会はそもそも個別財務諸表においては子会社等に対する投資についてむしろ取得原価を基礎に測定すべきと考えているため、以下の内容のコメントレターを提出している。

- 企業が子会社等に対する投資を行う際には、通常、投資先が行う通常の事業活動からキャッシュ・フローを生成することを目的としており、当該市場における売却を目的として保有していない。
- このような投資については、財務業績を報告する観点から公正価値 (市場価値) により測定を行うことは目的適格的ではない。そのため、当該投資について、取得原価を基礎とした価額で測定することを要求するように IAS 第 27 号「個別財務諸表」を修正することを提案する。

なお、本公開草案では、経過措置として、提案されている修正を将来に向かって適用することを提案している。この点に関連して、コメントレターにおいて次のコメントを記載している。

- 仮に IASB が IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号への修正案を大きく変更することなく最終化する場合、早期適用を許容しつつ遡及的に適用することを要求するべきと考えている。
- 本公開草案で提案された方法による公正価値測定の方法の変更による影響は、IFRS 第 13 号の適用において想定された状況とは異なり、通常、公正価値測定の変更と峻別できると考えている。